

令和3年1月7日

保護者 様

鳥取市教育委員会教育長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症発生の際の対応について

平素より、本市の学校教育にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

令和2年12月以降、全国的に新型コロナウイルス感染症の感染者が増加の一途をたどっており、本県においても同様に緊迫した状況が続いております。

本市の小・中・義務教育学校においては、手洗い、マスク着用、換気、社会的距離を保つ等の対策により、今後も感染拡大防止に努めてまいりたいと思います。

さて、標記の件につきましては、令和2年5月15日に一度お知らせをしておりましたが、この度対応の一部改訂を行いましたのでお知らせいたします。

引き続き保護者のみなさまのご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 学校名公表について

令和2年5月15日付「新型コロナウイルス感染症対策のための分散登校の解除について」の別添資料でお伝えしたとおり、市有施設である学校において、その職員や児童生徒等に感染が判明した場合、学校名を公表することとします。

これは、感染拡大防止に努めるとともに、市として責任ある情報を伝えることで、地域住民の不安を払しょくし、詮索や誹謗中傷を防ぐためのものです。

2 臨時休業期間について

これまで、当該者の感染が判明した翌日から数えてひとまず14日間を臨時休業とすとしていましたが、当分の間、感染者と最後に接触した日の翌日から起算して7日間の臨時休業とすることを基本としつつ、保健所の疫学調査を踏まえ、専門家等と相談の上、最終的に決定することとします。

これは、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」及び専門家の意見を参考に改定していますが、接触者数、地域における感染拡大状況、感染経路の明否等を踏まえ、適切に判断していくものとします。

3 児童生徒の陽性が確定した場合

児童生徒が感染した場合は、治癒するまで（医師の指示があるまで）は出席停止となります。

4 保健所から「濃厚接触者」と特定された場合

学校は臨時休業とはせず、当該児童生徒のみ出席停止となります。その期間は、感染者と最後に接触した日の翌日から数えて14日間とします。

5 今後の状況等の変化により、対応方針の変更・見直しが必要となった場合は改めて連絡します。